

保存版

令和6年5月27日

保護者の皆様へ

熊野町立熊野第一小学校
校長 水戸 美穂子

警報発令時等の対応について（お願い）

平素から本校教育の推進にご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。
さて、豪雨災害の教訓を生かし、児童の安全を最優先するために、気象警報
や避難指示等が発令された場合は、次のように対応していきます。
ご確認のうえご協力をよろしくお願ひいたします。

- 1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、臨時休業とする。
- 2 災害発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町に「避難指示（レベル4）」が発令されている場合、自宅待機とし、午前11時までに避難指示（レベル4）が解除されない場合には臨時休業とする。
※ 臨時休業又は自宅待機を決定した場合、町教育委員会より町内放送を行う。
- 3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。
- 4 自宅待機を解除し登校させる場合、「情報メール」により児童の保護者に連絡する。